

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	労働者災害補償保険法による保険給付等(年金給付)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

厚生労働省は、労働者災害補償保険法による保険給付等(年金給付)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

厚生労働大臣

公表日

令和5年3月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	労働者災害補償保険法による保険給付等(年金給付)に関する事務
②事務の概要	<p>・労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)は、業務上の事由、事業主が同一人でない二以上の事業に使用される労働者(以下「複数事業労働者」という。)の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付等(保険給付及び特別支給金。以下「保険給付」という。)を行い、あわせて、業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的としている。</p> <p>・これらの一連の業務に、労働基準行政システムのセンタ環境を利用している。</p> <p>・労災保険給付の事務は、労働基準監督署、都道府県労働局において、請求書等の受付・入力、労災年金の受給要件や厚生年金、国民年金及び共済年金との併給調整額等に関する審査、通知・給付等を行う。請求書等の申請は書面のほか、e-Gov電子申請システムにより、書面に代えてインターネットを通じて行うことができる。</p>
③システムの名称	労働基準行政システム
2. 特定個人情報ファイル名	
労災年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条、番号法別表第1第5項、番号法第14条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(照会)番号法別表第2第7項、第7項の2 (提供)同法別表第2第35項、第47項、第66項、第68項、第107項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	厚生労働省労働基準局労災保険業務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 中央合同庁舎第5号館2階 厚生労働省大臣官房総務課公文書監理・情報公開室 (http://www.mhlw.go.jp/jouhou/hogo05/index.html) ※郵送の場合の宛先についても同上
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	厚生労働省労働基準局労災保険業務課 177-0044 東京都練馬区上石神井4-8-4 03-3920-3311

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月29日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	労災保険業務課長 藤永 芳樹	課長	事前	
平成30年7月3日	表紙 公表日	平成27年3月30日	平成30年7月3日	事後	
平成31年4月2日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(照会)番号法別表第2第7項 (提供)同法別表第2第35項、第47項、第107項 ※各項の主務省令は、情報連携を開始する平成29年1月までに定める予定。	(照会)番号法別表第2第7項 (提供)同法別表第2第35項、第47項、第107項	事後	
平成31年4月2日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	厚生労働省大臣官房総務課情報公開文書室	厚生労働省大臣官房総務課公文書監理・情報公開室	事後	
平成31年4月2日	IV リスク対策	-	新設された評価項目の記載	事後	
令和3年9月3日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	・労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護を行うため、必要な保険給付等(保険給付及び特別支給金。以下「保険給付」という。)を行い、あわせて、業務上の事由又は通勤により負傷し、 労災行政情報管理システム	・労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)は、業務上の事由、事業主が同一人でない二以上の事業に使用される労働者(以下「複数事業労働者」という。)の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付等(保険給付及び特別支給金。以下「保険給付」という。)を行い、あわせて、業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤により負傷し、 労働基準行政システム	事前	
令和3年9月3日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	-	(照会)第7項の2 (提供)第66項、第68項	事前	
令和3年9月3日	表紙 公表日	令和1年6月6日	令和3年9月3日	事後	
令和5年3月28日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	・労災保険給付の事務は、労働基準監督署、都道府県労働局において、請求書等の受付・入力、労災年金の受給要件や厚生年金等との併給調整額等に関する審査、通知・給付等を行う。請求書等の申請は書面のほか、e-Gov電子申請システムにより、書面に代えてインターネットを通じて行うことができる。	・労災保険給付の事務は、労働基準監督署、都道府県労働局において、請求書等の受付・入力、労災年金の受給要件や厚生年金、国民年金及び共済年金との併給調整額等に関する審査、通知・給付等を行う。請求書等の申請は書面のほか、e-Gov電子申請システムにより、書面に代えてインターネットを通じて行うことができる。	事前	
令和5年3月28日	表紙 公表日	令和3年9月3日	令和5年3月28日	事前	